平成２４年（フ）第１０４２号
東京都府中市天神町３丁目15番地の６シャトル府中202
債務者　大倉　由加
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５７７号
静岡市駿河区北丸子２丁目19番14号
債務者　河野　実香
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７９号
静岡県焼津市五ケ堀之内328番地　サニーわかばＤ210号
債務者　前島　百江
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田７番地17　ブランマージュ202号、従前の住所栃木県小山市東城南１丁目24番地11
債務者　橋本　　啓
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２２４号
愛知県豊橋市富士見台１丁目15番地２　10―1011―Ｂ
債務者　熊谷　　勉
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３２号
愛知県豊橋市西山町字西山286番地の７
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３７号
愛知県豊川市三蔵子町大道87番地
債務者　宗形　正夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６３号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免597番地１
永田コーポ２棟103号室、旧住所長崎県佐世保市吉井町吉元520番地16
債務者　久保川　清
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
長崎県佐世保市小野町1037番地
債務者　須加崎ヨシエ
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市潮見町17番29号
債務者　早川喜代子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市横尾町1793番地
債務者　麻生　清美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
愛知県田原市田原町柳ケ丘49番地　ホリエ柳ケ丘ハイツＢ棟215号
債務者　原野　響子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１８７号
北海道河東郡音更町共栄台西13丁目１番地110
債務者　山岡　貴保
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
北海道帯広市東１条南26丁目２番地　ノーブル３Ｂ、住民票上の住所北海道帯広市西14条北４丁目１番地31
債務者　館田　竜太
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
静岡県浜松市東区有玉台３丁目13番28号　ＤｉｘｉｅⅢ　11号室、前住所静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎998番地
債務者　坪井かおり
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係